

富山県動物愛護管理推進計画

人と動物とが共生する社会の実現を目指して

平成20年4月

富山県

富山県動物愛護管理推進計画

目次

1	目的	P 1
2	期間	P 1
3	対象地域	P 1
4	基本の方針	P 2
(1)	基本的考え方	P 2
(2)	推進計画の目指す目標	P 2
(3)	動物愛護管理を推進する各主体の役割と連携	P 3
5	施策別の取組み	P 6
(1)	普及啓発	P 6
	動物愛護の普及啓発	P 6
	適正飼養の普及啓発	P 7
	動物愛護制度の普及（譲渡の促進）	P 9
(2)	適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保	P 11
	望まない生命誕生の防止（不妊・去勢手術の推進）	P 11
	終生飼養の徹底	P 12
	遺棄及び虐待の防止	P 14
(3)	動物による危害や迷惑問題の防止	P 15
	犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底	P 15
	多頭飼育や飼い主のいないねこ等による迷惑の防止	P 17
(4)	所有明示（個体識別）措置の推進	P 18
	所有明示（個体識別）措置の普及	P 18
(5)	動物取扱業の適正化	P 20
	動物取扱業者の法の遵守の徹底	P 20
	動物取扱業者の資質の向上	P 21
(6)	実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進	P 22
	基準の周知及び指導の徹底	P 22
(7)	災害時対策	P 23
	災害時の被災動物に対する救護体制の整備	P 23
	特定動物の管理の強化	P 24
(8)	体制整備・人材育成	P 25
	動物管理センターの機能強化	P 25
	動物愛護団体、業界団体の育成及び連携	P 26
	動物愛護協議会の活用及び動物愛護推進員の活躍の場の拡大	P 27
(9)	調査研究の推進	P 28
	動物由来感染症への取組み	P 28
	動物の愛護管理、飼養に関するデータの収集整理	P 28
6	推進計画の実現に向けて	P 29
(1)	実施計画の策定と公表	P 29
(2)	実施計画の達成状況と講ずべき施策の点検及び見直し	P 29

1 目的

近年、少子高齢化、核家族化など社会構造の変革が進む中で、人と関わりのある動物を取りまく環境や動物に対する社会の認識も大きく様変わりし、犬やねこを中心として、ペットは単なる「愛玩動物」から「人生のパートナー」へとより重要な存在となってきている。また、人間社会の中で、精神面・身体面における癒しの効果や、災害救助・身体障害者の補助など人々の支えとして活躍する動物も存在する。

一方で、動物に対する価値観の多様性や、動物の習性・生態等に関する知識不足、飼い主としての責任感の希薄化等の理由による動物の虐待や遺棄、近隣への迷惑行為等の問題も起こっている。

また、動物取扱業の適正化や、人に危害を及ぼすおそれのある特定動物の管理など、新たに強化すべき分野も出てきている。

このような動物を取りまく環境の変化に対して、行政と関係団体、そして地域社会がそれぞれの役割を果たしながら、「人と動物とが共生する社会」の実現に向け、連携・協働して動物愛護管理の推進を図るため、富山県動物愛護管理推進計画を策定するものである。

2 期間

この計画の期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間とする。

また、状況の変化に適時的確に対応するため、策定後概ね5年目に当たる平成25年度を目途として、その見直しを行うこととする。

3 対象地域

この計画の対象地域は、富山県全域とする。

4 基本的方針

(1) 基本的考え方

人と動物との長い共同生活のなかで、その関係や動物に対して人が抱く感情は、時代や人によって違いがあるが、どのような動物もその命は人間と同様に大切なものである。人が他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在であるということは、自然の摂理や社会の条理として直視しなければならないが、人が動物に対して圧倒的に優位であると捉え、動物の命を軽視したり、動物をみだりに利用したりすることは誤りである。動物愛護とは、命ある動物に対して優しいまなざしを向け、その尊厳を守ることを基本とするものである。

しかし、人と動物とが共生する社会を形成するためには、動物愛護を確立することと併せて、動物の鳴き声、糞尿等による迷惑、または人の生命、身体若しくは財産の侵害が起きることのないよう、動物が適正に管理されることが重要である。そのためには、動物の係留、屋内での飼育、みだりな繁殖の防止等の措置を講じる等動物の行動に一定の制約を課すことが必要になる場合もある。

動物の所有者または占有者は、自分が加害者になりうるという認識の下、その社会的責任を十分に自覚して、動物による侵害を引き起こさないように努めなければならない。

動物の愛護及び管理に関しては多様な意見があるが、動物愛護の精神を広く普及、定着させるために、住民の合意の下に、普遍性及び客観性の高い社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方を形成していく必要がある。

(2) 推進計画の目標

動物を慈しみ、その尊厳を守り、「人と動物とが共生する社会」を実現するためには、本県においても、毎年約2千頭の命を致死処分している現実を認識し、飼い主はもとより、行政、関係団体等の連携・協力の下、その減少に向け取り組みなければならない。本推進計画においては、各施策別の取り組みを通じて、犬やねこの引取頭数の半減及び致死処分率の減少を目指す。

(3) 動物愛護管理を推進する各主体の役割と連携

動物に係る問題は、地域に密着した問題から広域的な問題まで様々であり、その対応は県のみならず、市町村、動物の飼い主や地域住民、関係団体等が関わることが求められる。

このため、各主体は、それぞれ次のような役割を果たし、互いに連携して、本計画の推進に努めるものとする。

・県の役割

県は、動物愛護管理の普及啓発、犬及びねこの引取り、負傷動物の収容、動物取扱業の登録及び監視指導、特定動物の飼養・保管許可及び監視指導、動物愛護協議会の開催、動物愛護推進員の委嘱、放浪犬の捕獲・抑留、動物由来感染症の調査研究等多岐にわたる事業を実施してきている。

本計画を推進するに当たって、国、市町村、関係団体等との連絡調整等を行い、効率的な動物愛護管理行政の推進が図られるよう努める。

・富山市の役割

中核市である富山市は、保健所を設置し、市町村の業務とされる犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事務、災害時対策等を行うほか、動物愛護管理の普及啓発、犬及びねこの引取り、負傷動物の収容、動物取扱業の登録及び監視指導、放浪犬の捕獲・抑留を県と同様に実施している。その他、県の所管する動物愛護推進員の業務の遂行、動物愛護協議会の委員として動物愛護管理推進計画の推進に当たって協力している。

今後も、引き続き県と連携の上、動物愛護管理行政の推進に努める。

・市町村（富山市を除く。）の役割

市町村は、犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事務を行い、狂犬病予防対策を実施している。

動物愛護管理に関する多くの課題は、地域社会に密着したものであるため、市町村におけるきめ細やかな対応が必要となる場合が多い。市町村は、住民に最も近い立場で、地域における動物愛護及び適正飼養の普及等に努める。

・飼い主の役割

動物の飼い主は、法令を遵守し、その動物の生理、生態及び習性等を理解した上で、愛情を持って終生にわたり適正に飼養するという責務がある。動物に対する感情は人によって様々であり、迷惑等を及ぼすことのないよう、地域社会への配慮に努めなければならない。

このような責務を果たすことができないと考えられる場合には、動物を飼わないということも重要な判断である。

・動物取扱業者の役割

動物取扱業者は、その業の目的から多くの動物に接する機会があるが、業に当たっては法令を遵守し、動物の尊厳を守り、動物の生理、生態及び習性等に適した方法で行わなければならない。

また、動物の飼い主に最も身近な専門家として、飼い主に対し、動物の取扱方法等について適切な助言を行う等、動物の適正飼養の普及推進を図るという社会的な役割を果たすことが求められる。

・動物愛護推進員の役割

動物愛護推進員は、動物愛護及び適正飼養について県民に対し普及啓発し、また、必要に応じて不妊・去勢手術に関する助言や、譲渡の支援等、県等の行う施策への協力を行うことが求められる。

・動物愛護団体及び業界団体の役割

動物愛護団体及び業界団体は、それぞれの目的及び適性に合った活動を行い、動物の愛護及び適正飼養の普及啓発に寄与するとともに、行政や他の団体と連携協力し、専門知識の共有を図り、よりよい動物愛護管理の普及推進を図ることが求められる。

・県民の役割

人と動物とが共生する社会を形成するためには、県民一人ひとりの理解と協力が必要である。そのため、人が動物に対して抱く感情は様々であることを前提とした上で、県民一人ひとりが動物の愛護及び管理について考え、普遍性及び客観性の高い社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方の形成に努めることが求められる。

5 施策別の取組み

(1) 普及啓発

動物愛護の普及啓発

～現状と課題～

人と動物の関係は時代と共に変化してきたが、現代では特に「人生のパートナー」としてのペットの需要が高く、県内でも犬・ねこを中心として、数多くの動物が飼養されている。

しかし、どのような動物もその命は人間と同様に大切なものであるということがときに忘れ去られ、遺棄や虐待等、命を軽視されることがある。人は他の生物を利用し、犠牲にして生活しているが、そのことを直視しつつも、人は命ある動物に対して優しいまなざしを向け、その尊厳を守るようにしなければならない。

～講ずべき施策～

(ア) 市町村広報やパンフレット、ポスター類を活用した啓発

地域住民にもれなく配付される市町村広報を利用した動物愛護の啓発のほか、動物管理センター及び厚生センター等が主体となり、動物取扱業者、富山県獣医師会、動物愛護団体、動物愛護推進員等の協力を得て、市町村、公共施設、動物取扱業者の店舗等にポスター類を掲示する等、啓発に努める。

(イ) 動物ふれあい教室（仮称）の実施

動物管理センター等において、動物とのふれあいの機会を提供する場をつくることで、動物に対する愛護の精神を育み、知識の普及を図る。実際に動物を飼養している人だけでなく、今後飼養を検討している人や、全く動物を飼養する予定のない人も対象とすることで、広く動物に対する関心を拡大させることを目指す。

(ウ) 教育現場等における普及啓発

関係団体の協力のもと、子供やその親等を対象に、動物についての理解を深め、命を慈しむ心や、飼育にあたっての責任感を育成するための親子教室を開催する。

適正飼養の普及啓発

～現状と課題～

県内では、現在動物の放し飼いや動物の鳴き声、糞尿等の苦情が年間 1,200 件以上（延べ件数）報告されており、全ての動物が適正に飼養されているとは言い難い状況である。動物にとっても暮らしやすく、かつ動物による人への侵害のない生活の実現のために、動物の飼い主はもとより地域の住民においても、動物について正しく理解することが重要である。

～講ずべき施策～

（ア）市町村広報やパンフレット、ポスター類を活用した啓発

地域住民にもれなく配付される市町村広報を利用した適正飼養の啓発のほか、動物管理センター及び厚生センター等が主体となり、動物取扱業者、富山県獣医師会、動物愛護団体、動物愛護推進員等の協力を得て、市町村、公共施設、動物取扱業者の店舗等にポスター類を掲示する等、啓発に努める。

（イ）飼養相談、苦情への対応

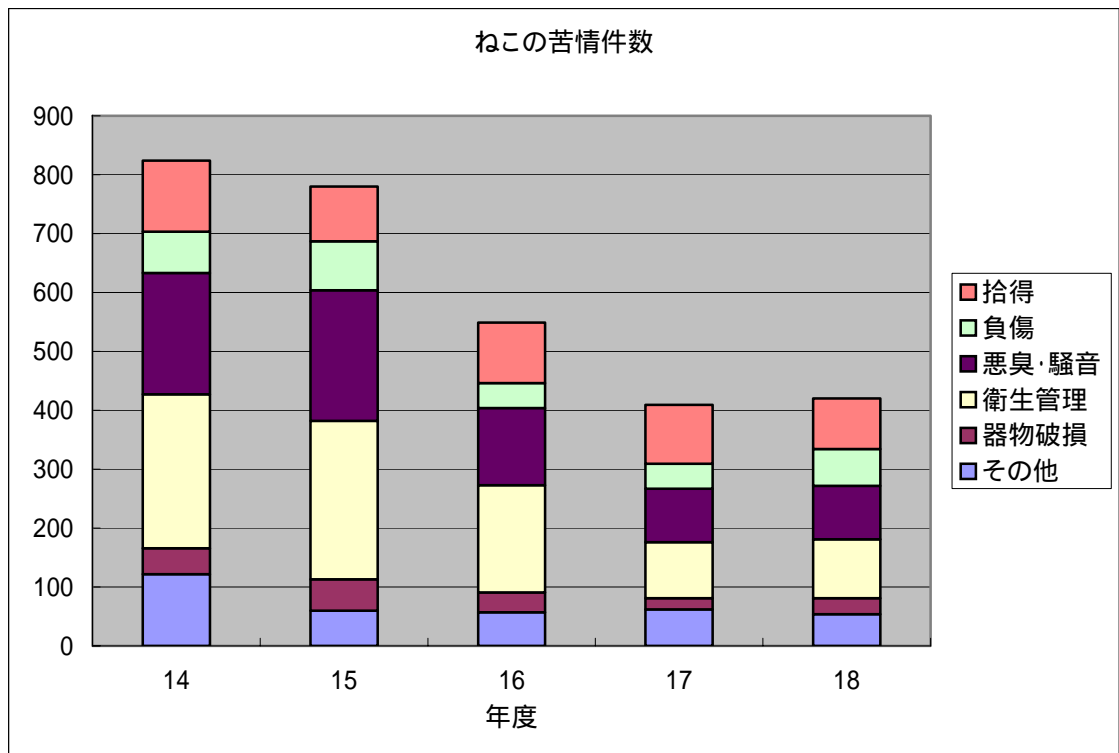
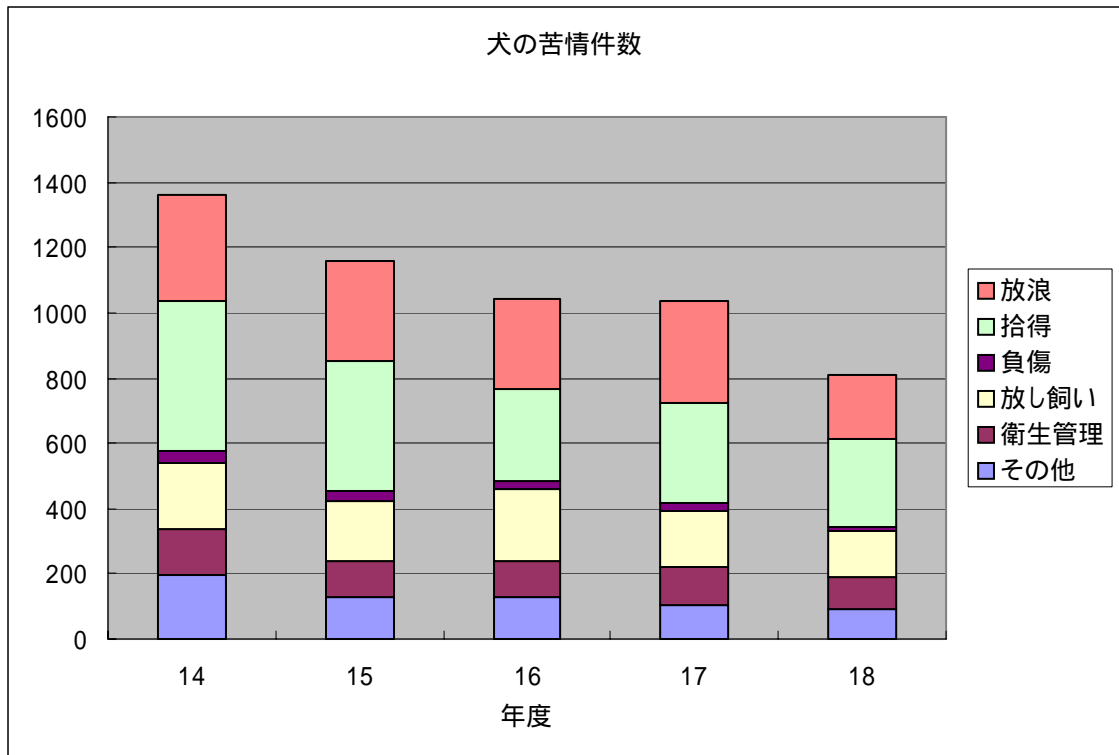
地域で活動する動物愛護推進員に、身近な相談役として飼養相談に応じていただくほか、対応が困難な事案については、動物管理センター及び厚生センター等において、動物愛護管理員等が個別に対応し、具体的な解決を図る。

（ウ）愛犬のしつけ方教室の実施

動物管理センター及び厚生センター等において、動物愛護管理員等が、正しい犬のしつけ方について指導し、模範的な飼い主の育成に努めるとともに、受講者に地域のアドバイザー的役割を果たしていただくよう協力を求める。

（エ）動物ふれあい教室（仮称）の実施

動物管理センター等において、動物とのふれあいの機会を提供する場をつくる。ふれあいの中で、動物愛護についてだけでなく、生態等を含め、適正飼養についても学べる教室とし、動物に対する理解を促進する。



動物愛護制度の普及（譲渡の促進）

～現状と課題～

譲渡は、犬及びねこの致死処分数を減らすために有効な事業であり、県は、子犬・子ねこの譲渡会及びわんわんパートナー事業という2つの譲渡事業を実施している。飼養希望者には、譲渡に先立って、終生飼養が可能かどうかなど、評価したうえで、動物関係法令や適正飼養について講習を受けていただいております。優良な飼い主となっただけが期待できる。

これまでの譲渡率の推移を見ると、平成15年度より、それまでの引き取った犬及びねこの譲渡から、仲介という形式を分離したため、譲渡率は減少しているが、仲介を含む譲渡率は横ばいとなっている。

今後、引き取られた犬及びねこの処分方法の一つとして、譲渡を推進していくため、譲渡制度の認知度を高め、犬やねこを飼い始める際の入手先の候補の1つとして多くの県民に利用されるよう、積極的に広報を図る必要がある。

～講ずべき施策～

（ア）子犬・子ねこの譲渡会の開催及び広報

動物管理センターにおいて、子犬・子ねこの譲渡会を行い、持ち込まれた子犬・子ねこの命を救い、できる限り新しい家庭へ送り出すとともに、譲渡時には、飼い主になろうとする者に適正飼養等に関する講習を受講してもらうことによって、優良な飼い主の育成を図り、受講者に地域のアドバイザー的役割を果たしていただくよう協力を求める。

また、県のホームページによる広報をはじめ、市町村等の協力を得て積極的に県民への制度の周知に努める。

休日の譲渡会開催等、より県民が利用しやすい体制を整える。

（イ）わんわんパートナー（成犬譲渡）事業の拡充及び広報

動物管理センターにおいて、引き取られた成犬のうち適性があると認められるものを、動物指導員等が再教育したうえで新しい家庭へ送り出すとともに、譲渡時には、飼い主になろうとする者に適正飼養等に関する講習を受講してもらうことによって、優良な飼い主の育成を図り、地域のアドバイザー的役割を果たしていただくよう協力を求める。

また、県のホームページによる広報をはじめ、市町村等の協力を得て積極的に住民への制度の周知に努める。

犬の譲渡頭数

年度	捕獲頭数	引取頭数	負傷動物 収容頭数	小計	譲渡頭数	仲介頭数	譲渡率	仲介含む 譲渡率
6	718	1,363	8	2,089	368	-	17.6%	17.6%
9	537	1,052	10	1,599	343	-	21.5%	21.5%
12	455	566	11	1,032	181	-	17.5%	17.5%
15	321	291	2	614	52	115	8.5%	22.9%
18	326	187	0	513	82	31	16.0%	20.8%

犬の譲渡率 = 譲渡頭数 ÷ (捕獲頭数 + 引取頭数 + 負傷動物収容頭数)

犬の仲介を含む譲渡率

= (譲渡頭数 + 仲介頭数) ÷ (捕獲頭数 + 引取頭数 + 負傷動物収容頭数 + 仲介頭数)

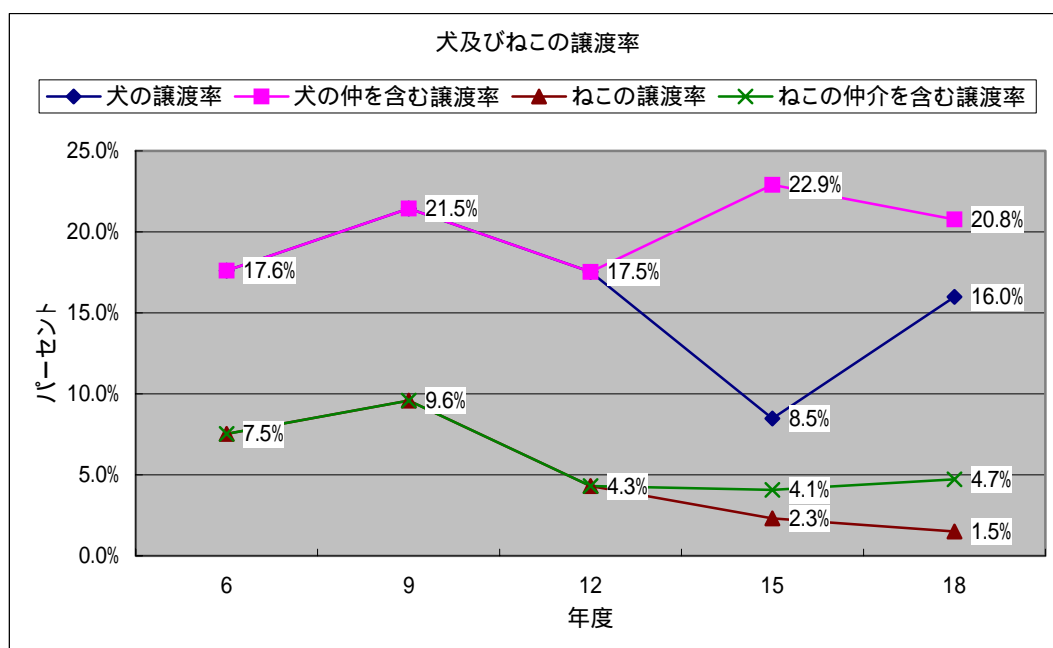
ねこの譲渡頭数

年度	引取頭数	負傷動物 収容頭数	小計	譲渡頭数	仲介頭数	譲渡率	仲介含む 譲渡率
6	2,663	5	2,668	201	-	7.5%	7.5%
9	2,457	16	2,473	237	-	9.6%	9.6%
12	2,341	24	2,365	102	-	4.3%	4.3%
15	1,892	13	1,905	44	35	2.3%	4.1%
18	1,648	13	1,661	25	56	1.5%	4.7%

ねこの譲渡率 = 譲渡頭数 ÷ (引取頭数 + 負傷動物収容頭数)

ねこの仲介を含む譲渡率

= (譲渡頭数 + 仲介頭数) ÷ (捕獲頭数 + 引取頭数 + 負傷動物収容頭数 + 仲介頭数)



(2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

望まない生命誕生の防止（不妊・去勢手術の推進）

～現状と課題～

動物管理センターに搬入され、致死処分となる動物の多くは、生まれたばかりの子ねこである。その背景には、子ねこが生まれたとしても飼養する意思がないにも拘わらず、不妊・去勢手術を受けさせないまま放置する飼い主が多いことと、子ねこは貰い手が見つかりにくいという事情がある。また、生まれた子犬・子ねこを飼養する意思はあっても、適正な多頭飼育は困難であり、近隣への迷惑となるおそれもある。

のら犬・のらねこは、餌さえ確保できれば自然のままに繁殖、増加し、地域で問題となることもある。

望まない命の誕生を未然に防ぐため、犬及びねこに対する不妊・去勢手術を普及推進する必要がある。

～講ずべき施策～

(ア) 市町村広報やパンフレット、ポスター類を活用した啓発

地域住民にもれなく配付される市町村広報を利用した不妊・去勢手術の普及やのら犬・のらねこの発生防止の啓発のほか、動物管理センター及び厚生センター等が主体となり、動物取扱業者、富山県獣医師会、動物愛護団体、動物愛護推進員等の協力を得て、市町村、公共施設、動物取扱業者の店舗等にポスター類を掲示する等、啓発に努める。

(イ) 子犬・子ねこの持込者及び多頭飼育者に対する直接指導

動物管理センター及び厚生センター等は、子犬・子ねこの引取りを求める者及び不適切な多頭飼育をしている飼い主に対して、不妊・去勢手術の必要性を教示する。

(ウ) 獣医師及び動物取扱業者による不妊・去勢手術の啓発

日常的に動物やその飼い主と接触する機会の多い獣医師及び動物取扱業者は、動物の診療や販売等の際に、飼い主に対し、不妊・去勢措置に伴う飼養や健康上のメリット・デメリットについて啓発し、新たな命を望まない場合は、不妊・去勢手術を受けさせるよう教示に努める。

終生飼養の徹底

～現状と課題～

動物を飼う際には、その動物の一生を看取ることが前提となるが、現実には最期まで飼いきれずに、県等に対し引取りを求める飼い主も存在する。

その原因としては、安易な飼養開始によるものや、しつけの悪さ、望まない命の誕生によるもの等があり、飼い主の心掛け次第で多くの引取りはなくすことが可能である。

また、高齢社会となった現在、飼い主の避けようのない事情により、動物を引き取らざるを得なくなる事例も発生しており、周囲のサポートの重要性を認識する必要がある。

富山市を含む県における犬の引取り数は、平成9年度には1,052頭であったが、平成18年度には187頭と約5分の1以下にまで減少している。それに対して、ねこの引取り数は平成9年度の2,457頭から、平成18年度の1,648頭と約800頭の減少は見られるが、依然として多く持ち込まれている。

犬・ねこともに引取頭数を半減させるために、前述のとおり不妊・去勢手術が推進されるとともに、終生飼養が徹底される必要がある。

～講ずべき施策～

(ア) 終生飼養の徹底の啓発

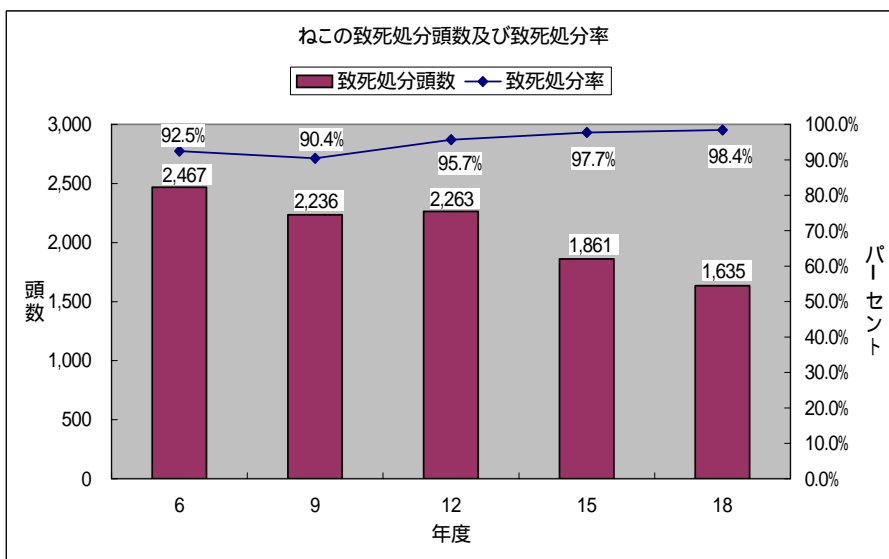
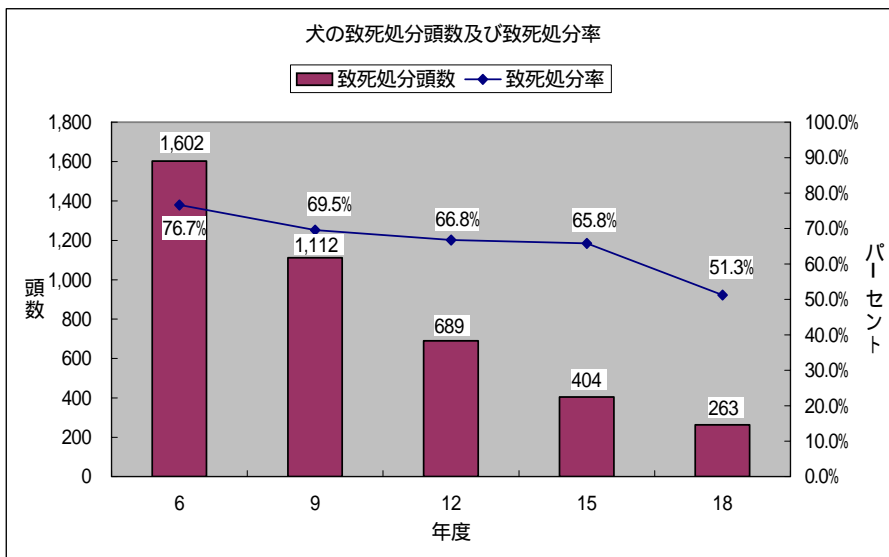
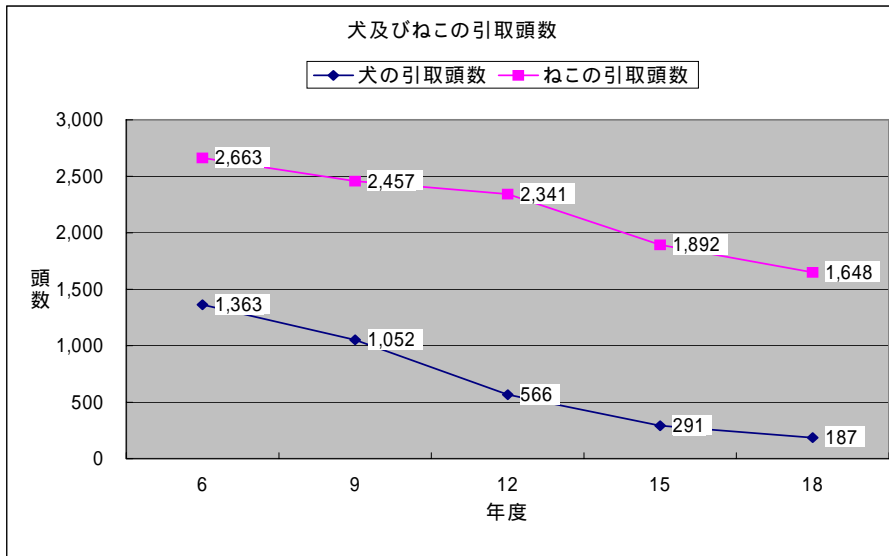
動物取扱業者に対し、動物の販売時に、購入者の終生飼養の意思及び飼養環境について確認するよう依頼し、安易な販売の自粛を図る。

また、動物管理センター及び厚生センター等に犬・ねこの引取りを求める者に対しても、終生飼養の大切さについて教示し、新たな飼い主への譲渡等に努めていただく。

さらに、動物ふれあい教室(仮称)等において、終生飼養の意義について教示する。

(イ) 不妊・去勢手術の推進

不妊・去勢手術の普及の結果、望まない命の誕生が減少することによって、引取り数を減少させることができる。具体的な内容については、「望まない生命誕生の防止(不妊・去勢手術の推進)」のとおり推進する。



遺棄及び虐待の防止

～現状と課題～

動物の遺棄及び虐待は、動物の命を軽視するもので、動物愛護とは相反するものである。圧倒的な優位者の立場で身勝手に行われるその行為は、人の目につかないところで行われるため、その実情を把握することは非常に困難である。遺棄及び虐待に関しては、飼いきれずに遺棄された動物を保護することや、動物を誤った方法で飼養している飼い主に適宜指導することで対応している現状である。

命ある動物に対し優しいまなざしを向け、その尊厳を守ることを基本とする動物愛護思想の普及等に努めるとともに、生命の尊厳を傷つける虐待等に対しては、関係団体等と連携し、厳しく対応する必要がある。

～講ずべき施策～

(ア) 動物愛護の普及啓発

遺棄及び虐待は動物愛護とその性質が相反するものである。このため、遺棄及び虐待の防止を図るには、動物愛護を普及啓発することが肝要である。動物愛護の普及啓発については、「(1) 普及啓発、動物愛護の普及啓発」のとおり推進する。

(イ) 不妊・去勢手術の推進

不妊・去勢手術の普及の結果、望まない命の誕生が減少することによって、遺棄数を減少させることができる。具体的な内容については、「望まない生命誕生の防止(不妊・去勢手術の推進)」のとおり推進する。

(ウ) 遺棄及び虐待に関する通報の受付及び対応

県民に対して、動物の遺棄及び虐待を発見したときは、最寄りの厚生センター、保健所又は市町村等へ通報するよう呼びかけ、早期把握に努め、県等は、関係機関と連携して保護等早急に対応するものとする。

(3) 動物による危害や迷惑問題の防止

犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底

～現状と課題～

犬の登録は狂犬病予防法で義務づけられているが、国内の登録率（犬の登録頭数を実際に飼養されていると予想される犬の頭数で除したもの）は約6割程度と推測されている。また、犬の狂犬病予防注射の接種も同様に義務とされているが、県内の犬の狂犬病予防注射接種率（犬の狂犬病予防注射接種頭数を犬の登録頭数で除したもの）は平成6年度の99.8%から、平成18年度の78.3%へと減少傾向にあり、改めて犬の登録及び狂犬病予防注射の必要性を啓発する必要がある。

狂犬病は、犬のみが罹患するものではなく、すべてのほ乳類が感染し、発病後の死亡率はほぼ100%という恐ろしい感染症である。国内での発生は長い間認められていないが、平成18年には、海外から帰国後発症し、死亡した輸入感染事例が2件あり、これは昭和45年以降36年ぶりの事例であった。

県では、平成18年11月に、市町村、関係機関等を構成員とする狂犬病予防対策連絡会議を設置し、犬の登録率及び狂犬病予防注射接種率の向上が図られるよう努めている。

～講ずべき施策～

(ア) 狂犬病予防対策連絡会議を通じた取組み

狂犬病予防対策連絡会議において、県の狂犬病予防対策に関する事項について総合的に協議し、また市町村との連携強化を図り、飼い犬全ての登録と予防注射の接種を目指す。

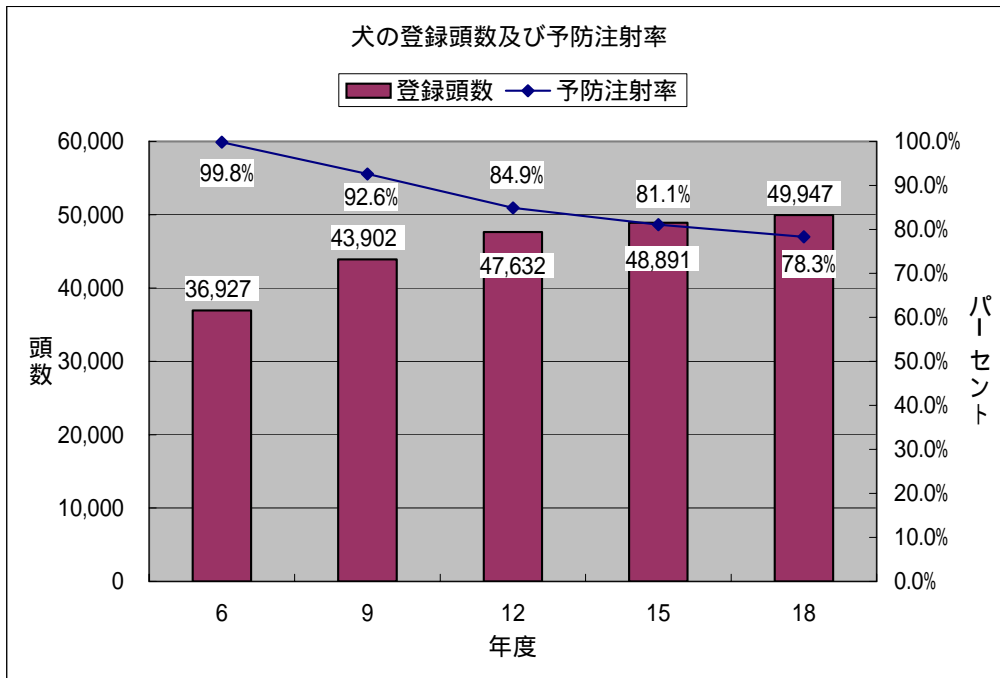
また、鑑札及び注射済票の装着の徹底を呼び掛ける。

(イ) 獣医師及び動物取扱業者等の協力による普及啓発

獣医師及び動物取扱業者等の協力を得て、犬の登録及び狂犬病予防注射の必要性について、犬の飼い主に対し普及啓発を行う。

犬の登録頭数及び狂犬病予防注射接種頭数

年度	6	9	12	15	18
登録頭数	36,927	43,902	47,632	48,891	49,947
接種頭数	36,866	40,639	40,456	39,627	39,100
接種率	99.8	92.6	84.9	81.1	78.3



多頭飼育や飼い主のいないねこ等による迷惑の防止

～現状と課題～

厚生センター等の調査では、多頭飼育や飼い主のいないねこ等により迷惑を受けている地区が、県内で約50箇所報告されている。これらの地区の一部では、動物愛護団体が、住民との話し合いを行ったうえで、飼い主のいないねこの不妊・去勢手術を行い、適正な飼養管理に努め、そのねこ一代に限り地域で飼養する取り組み等がなされている例もある。

飼い主のいないねこ等について、地域住民の理解と協力が得られる地域において、引取りという措置を講ずるだけでなく、動物愛護団体やボランティアの協力の下、適正な管理による迷惑防止対策に努める必要がある。

～講ずべき施策～

(ア) 不適正な多頭飼育をしている飼い主に対する直接指導

迷惑行為として苦情がある等、不適正な多頭飼育をしている飼い主に対し、市町村等との連携の下、不妊・去勢手術等の実施が図られ、十分管理が可能な飼養となるよう指導する。

(イ) 地域におけるねこ対策への支援

のらねこが問題化している地区において、住民の総意の下、市町村及び動物愛護団体の協力を得て、地域でのらねこの世話をし、いわゆる地域ねこ活動について、厚生センター等が合意形成を踏まえたルール作りに対する支援等を行う。

(4) 所有明示(個体識別)措置の推進

所有明示(個体識別)措置の普及

～現状と課題～

所有明示(個体識別)措置とは、鑑札、迷子札及びマイクロチップ等により、動物の所有者を明らかにするための措置をいう。動物に所有明示措置を施すことによって、犬や負傷動物を捕獲・収容した場合の返還が効率化され、また、所有者としての責任意識の向上にも繋がると考えられる。

犬の返還率(返還頭数を捕獲、引取り、負傷動物収容頭数の合計頭数で除したもの)については、平成6年度の5.7%から平成18年度は32.0%へと上昇しているが、これはのら犬等の減少により収容動物が減少したこと等によるもので、所有明示措置の普及については、今後も力を入れて啓発する必要がある。

特に、ねこについての普及率は低く、その普及推進を図ることはのらねこの発生防止のためにも重要である。

～講ずべき施策～

(ア) 所有明示措置の普及向上

動物取扱業者の協力を得て、動物の販売時に、新たな飼い主に対し、迷子札等所有明示措置の必要性を啓発する。

また、狂犬病予防注射等各機会を通し、動物の飼い主に対して、鑑札、迷子札及びマイクロチップ等による所有明示措置を行うよう普及啓発を行う。

(イ) マイクロチップによる所有明示の普及

マイクロチップによる所有明示措置の普及には、獣医師の協力が欠かせないため、獣医師会を通して動物の飼い主への普及促進を図る。

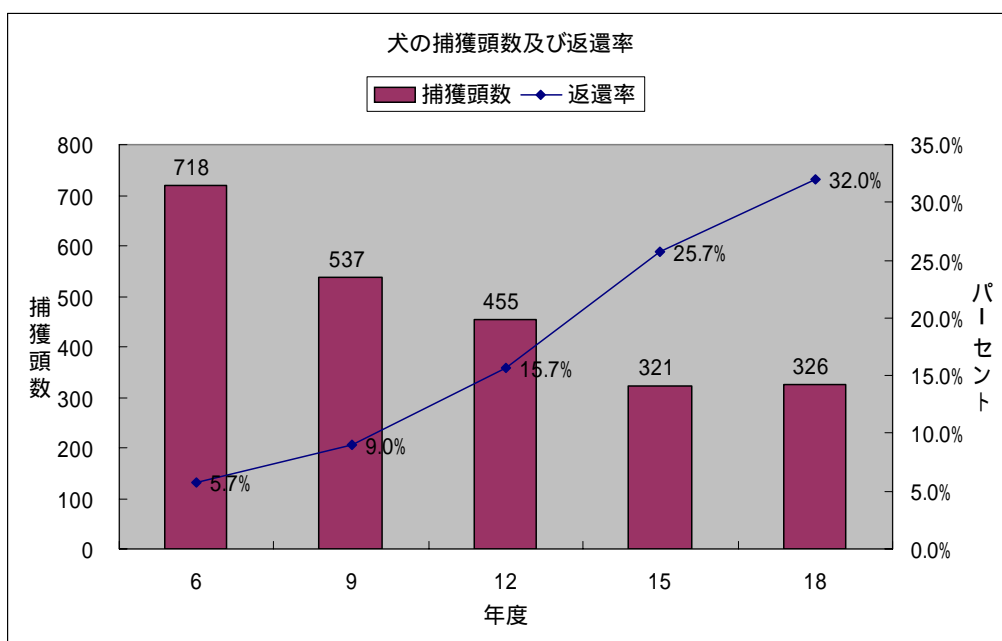
(ウ) マイクロチップリーダーの配備

県等の保有するマイクロチップリーダーの数は、平成19年度末において8台であり、全ての厚生センター・支所等への配備には至っていない。マイクロチップによる所有明示措置の普及の向上に併せ、獣医師会等関係団体における配備等もふまえ、各厚生センター・支所等への配備に努める。

犬の返還頭数

年度	捕獲頭数	引取頭数	負傷動物 収容頭数	小計	返還頭数	返還率
6	718	1,363	8	2,089	119	5.7%
9	537	1,052	10	1,599	144	9.0%
12	455	566	11	1,032	162	15.7%
15	321	291	2	614	158	25.7%
18	326	187	0	513	164	32.0%

犬の返還率 = 返還頭数 ÷ (捕獲頭数 + 引取頭数 + 負傷動物収容頭数)



(5) 動物取扱業の適正化

動物取扱業者の法の遵守の徹底

～現状と課題～

平成17年度の「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正により、動物取扱業者は知事（富山市においては、富山市長）の登録を受け、法令を遵守して業を営まなければならないとされた。県では、以前からの届出制のもとで業を営んでいた業者及び新たに登録制度の対象となった業者の登録徹底に取り組んできた。

また、動物取扱業者の資質を向上させることを目的として、動物取扱責任者研修を開催している。研修会を通じて、関係法令の周知や必要な情報等の提供を行い、期待される役割について認識、協力いただくよう努める必要がある。

～講ずべき施策～

(ア) 動物取扱業の登録制度の周知及び登録の徹底

県のホームページによる広報をはじめ、市町村等の協力を得て、県民に対し動物取扱業を営む場合には登録が必要であることを周知させ、登録していない動物取扱業者を利用しないよう呼びかける。

また、動物取扱業を営む者に対し、登録の徹底を図る。

(イ) 監視及び指導

法令を遵守し、動物が適正に取り扱われているか監視を行い、不適切な点があった場合には、指導等により適正化を図る。

(ウ) 動物取扱責任者研修の実施

動物取扱業者が、動物の飼い主にとって最も身近な動物の専門家であり、その影響力が高いことを踏まえ、毎年研修を開催し、その責任を十分認識した対応方法や、法令に関する知識その他必要な情報等を周知させる。

動物取扱業者の資質の向上

～現状と課題～

動物取扱業者は、動物の飼い主にとって最も身近な動物の専門家である。

特に動物の販売を行う者は、動物の購入時における購入希望者の判断に大きく影響を与える存在であるため、販売をしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養方法、飼養に適した設備、将来像などを購入希望者に十分に説明するとともに、購入時以外にも飼い主の相談等に乗れり、適正飼養の普及推進に努める役割を担う。

安易な飼養による動物の虐待や遺棄を未然に防止する一翼を担うという社会的責任を果たすためには、さらなる資質の向上が重要である。

～講ずべき施策～

(ア) 動物取扱責任者研修の実施

研修を通し、動物取扱業者に対して動物に関する知識・情報等の提供に努め、動物取扱業者がその社会的責任を自覚するよう促す。

(イ) パンフレット、ポスター類の配付

動物取扱業者に対し、パンフレットやポスター類を適宜配付し、動物の飼い主及び購入希望者に対する終生飼養等の説明の補助に資する。

		動物取扱業登録数					平成20年3月25日現在	
厚生センター等		動物取扱業者総数	種別					
			販売	保管	貸出し	訓練	展示	
新川	本所	16	10	7	1	2	3	
	魚津支所	14	9	9	1	0	2	
中部	本所	12	7	5	1	0	3	
高岡	本所	23	19	9	0	1	1	
	射水支所	13	12	6	0	0	1	
	氷見支所	7	6	3	0	0	0	
砺波	本所	11	5	7	0	2	2	
	小矢部支所	6	5	2	0	0	0	
富山市保健所		61	40	31	2	7	3	
合計(富山市含む)		163	113	79	5	12	15	

登録は、種別毎に必要であり、1つの業者が2つ以上の登録を持つ場合もある。

(6) 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進

基準の周知及び指導の徹底

～現状と課題～

学術研究のために飼養されている実験動物については、その飼養目的に応じた飼養管理だけでなく、動物愛護管理の観点からも適正な飼養管理が求められている。

環境省は、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年4月28日環境省告示第88号。以下「実験動物飼養保管基準」という。)を定めているが、県内における実験動物の飼養状況については、十分に把握されているとは言い難い状況である。

また、畜産農業等のために飼養されている産業動物については、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」(昭和62年10月9日総理府告示第22号。以下「産業動物飼養保管基準」という。)が定められているが、その周知は十分なされていないとは言い難い状況である。

このため、実験動物飼養施設については、その把握に努め、また、産業動物については、県等関係機関や獣医師と連携し、その基準の周知と遵守が図られるよう努める必要がある。

～講ずべき施策～

(ア) 実験動物飼養保管基準の周知

実験動物施設及び飼養状況の把握に努め、実験動物飼養保管基準を周知するとともに、実験動物の適正な飼養が図られるよう努める。

(イ) 産業動物飼養保管基準の周知

県厚生部と農林水産部が連携して、対象施設に対し、産業動物飼養保管基準を周知するとともに、産業動物の適正な飼養が図られるよう努める。

(7) 災害時対策

災害時の被災動物に対する救護体制の整備

～現状と課題～

県における災害時の対応策は、「富山県地域防災計画」に規定されているが、災害時には、飼い主とはぐれた動物や負傷動物が多数発生し、また、避難所等への同行による問題が発生することが予想される。

そのため、動物愛護と動物による人への危害防止の観点から、市町村、動物取扱業者、獣医師会、動物愛護団体等の協力を得て、迅速に対応することが重要である。

さらに、災害時には、動物管理センターが拠点となり、救助活動等を行うことが考えられるため、飼料の備蓄やケージ等の体制を整えておくことが必要である。

～講ずべき施策～

(ア) 関係団体との連携体制の構築に向けた検討

地震等災害時における飼養動物に対する救護体制については、一義的には人の安全確保措置が講じられた後に発生する課題である。飼い主が、飼養動物をどう取り扱おうと考えているのか、避難所等での受入れは可能か等、各種課題がある。

これまで発生した兵庫県南部地震や新潟県中越地震等の事例を参考に、災害時における救護体制や、関係者間の連携のあり方の構築に向け、マニュアルの作成を図る。

(イ) 動物管理センターにおける災害対策

災害時に動物救護の拠点施設となるよう、また、避難所等で救護体制がとれるよう、常時飼料の備蓄、ケージやテント等の確保及び整備を行う。

(ウ) 動物の防災対策に関する知識の普及

動物ふれあい教室（仮称）等を通じて、動物の飼い主に対して防災対策の必要性について教示するとともに、動物とはぐれた際に有用となる所有明示措置の普及を図る。

また、動物取扱業者に対しても、防災対策の必要性を教示するとともに、動物の飼い主に対する情報提供について協力を依頼する。

特定動物の管理の強化

～現状と課題～

人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある特定動物は、知事の許可のもと厳重に管理される必要がある。万一特定動物が逸走するようなことがあれば、周辺住民に大きな危険がおよぶため、飼い主の責任は重大であり、法の遵守の徹底が求められる。

特に、愛玩を目的として個人が飼養する特定動物については、飼養施設の安全性の確保等が十分図られているか現地確認等を行うとともに、無許可飼養がなされないよう啓発、情報の収集に努める必要がある。

～講ずべき施策～

(ア) 特定動物の飼養・保管許可制度の周知徹底

県のホームページによる広報をはじめ、市町村の協力等を得て、特定動物の飼養・保管には許可が必要であることを広く周知し、無許可飼養等が行われることのないよう啓発する。

また、特定動物の飼養又は保管の許可をする際には、申請者に対し、法令等について十分に教示し、飼い主としての責任を自覚させることで、その遵守の徹底を図る。

(イ) 飼養等の報告及び検査

試験研究施設等報告の必要な施設に対しては報告を徹底させ、また、必要に応じて検査を行い、特定動物の適正な飼養管理を徹底する。

(ウ) 個体識別措置の徹底

特定動物は厳重な管理が求められるため、個体識別措置の徹底について指導する。

動物種	飼養形態	許可施設数	許可頭数	飼養頭数
ニホンザル	展示	3	115	50
	試験研究	1	32	32
チンパンジー	展示	1	2	1
タイリクオオカミ	展示	1	20	2
ツキノワグマ	展示	1	5	2
	愛玩	3	3	2
トラ	展示	1	10	2
キリン	展示	1	6	2
アメリカバイソン	展示	1	10	3
オオワシ	展示	1	10	3
ワニガメ	展示	2	3	3
	愛玩	1	1	1
メガネカイマン	愛玩	1	1	1

許可頭数とは、最大飼養可能頭数。飼養頭数とは、実際に飼養している頭数。

(8) 体制整備・人材育成

動物管理センターの機能強化

～現状と課題～

県では、昭和57年に動物管理センターを設立し、各厚生センター等と連携しながら、犬の捕獲、犬・ねこの引取り、負傷動物の収容等の動物管理業務を行ってきている。最近では、引取り数等の減少を図るため、犬のしつけ方教室等適正飼養の普及啓発や、命ある犬及びねこが終生飼養されるよう啓発する動物愛護業務、引き取った動物を新しい飼い主に譲渡する事業等に取り組んでいる。

しかし、動物管理センターは、動物の管理及び処分に必要な場として作られているため、愛護活動を行う場が少なく、動物の管理から愛護に移行しつつある時代の流れの中で、事業の遂行に支障をきたしている。建物自体も老朽化しており、毎年多くの修繕を必要としている。

また、負傷動物の収容に対しても、獣医師の配置数が少なく対応が困難な現状にある。

今後は、動物管理センターが、県内における動物愛護活動の拠点として、機能を強化拡充することが課題である。

～講ずべき施策～

(ア) 管理処分の施設から動物愛護の拠点施設へ

動物ふれあい教室(仮称)や犬のしつけ方教室等の動物愛護事業を拡充して実施することのできる、ふれあいを目的とした場等の確保に努めるとともに、動物愛護推進員や関係団体等の協力を得て、県民が集う、開かれた動物愛護の拠点施設となることを目指す。

(イ) 動物の保護管理体制の充実

負傷動物の治療だけでなく、将来的には譲渡する犬及びねこの不妊・去勢手術を行うことも視野に入れ、動物愛護の拠点として取り組めるよう体制の充実を検討する。

動物愛護団体、業界団体の育成及び連携

～現状と課題～

動物愛護に関することは、地域の住民の生活に密着しているため、行政のみでの解決が困難な場合が多く存在する。そのため専門的知識と行動力を有する動物愛護団体や業界団体の協力の下、協働して問題の解決に取り組むことが必要である。

現在、社団法人富山県獣医師会、社団法人日本愛玩動物協会富山県支部、北日本動物福祉協会の3団体が動物愛護協議会及び動物愛護推進員へ参加しており、また、動物愛護フェスティバル等でも協力体制を築いている。今後とも、連携しながら各種動物愛護事業の推進に努める必要がある。

～講ずべき施策～

(ア) 既存団体との連携

現在、フェスティバル等に協力いただいている団体と連絡協議会（仮称）を設け、連携を密にし、課題の共有を図り、動物愛護の普及に努める。

(イ) 動物取扱業者等団体の結成

動物の飼い主にとって最も身近な専門家である取扱業者の資質向上及び健全な発展が図られるよう、関係者による団体の結成に努める。

(ウ) 連携協力による動物愛護フェスティバル等の開催

動物愛護フェスティバルが、それぞれの愛護団体等の長所を生かした協力のもと、動物愛護の普及の一大イベントとして多くの県民が集えるものとなるよう努める。また、動物ふれあい教室（仮称）をはじめ、その他の動物愛護事業について、連携協力のもと実施する。

動物愛護協議会の活用及び動物愛護推進員の活躍の場の拡大

～現状と課題～

県では、平成15年2月に動物愛護協議会を発足させ、動物愛護行政のあり方や動物愛護推進員の活動支援等について協議している。この動物愛護協議会は、平成7年3月に設置した動物愛護懇話会と、これを改組し平成12年3月に設置した動物愛護検討委員会の流れを汲んでおり、従来からの県の動物愛護行政のあり方等に加えて、動物愛護推進員の活動支援等についても協力いただいている。

また、平成15年7月から、地域の実態を十分理解し、地域における動物愛護及び適正飼養の推進の中心的役割を担っていただくために、動物愛護推進員を委嘱している。

しかしながら、知名度の低さ等の理由により、未だ本来の実力が発揮されているとは言い難い状況であり、今後、市町村や自治会等の支援を得ながら、活動の充実に努める必要がある。

～講ずべき施策～

(ア) 動物愛護協議会の開催

毎年1回以上開催し、県の動物愛護行政のあり方に関することや動物愛護推進員の活動支援等に関することについて幅広い立場から協議し、より良い動物愛護の普及に努める。

(イ) 動物愛護推進員の委嘱

今後も継続して多様な人材に委嘱し、市町村や団体等と連携の上、地域における動物愛護及び適正飼養を推進する核として活動していただく。

(ウ) 動物愛護推進員の活躍の場の拡大

動物愛護推進員に対し、地域における適正飼養等への取り組みに対し、積極的な情報の提供及びパンフレット等の配布を通じて、その自主的な活動を支援する。また、譲渡会等で譲渡を受けた動物等のアフターケア、動物愛護フェスティバルや動物ふれあい教室（仮称）等への参加等、活躍の場の拡大を図る。

		富山県動物愛護推進員管轄別配置数							平成19年4月1日現在		
管轄	合計数	新川		中部	高岡			砺波		富山市	合計
		本所	魚津	本所	本所	射水	氷見	本所	小矢部		
内訳	合計数	6	2	6	4	4	5	5	3	15	50
	厚生センター・保健所推薦	3	1	2	1	1	1	2	1	1	13
	獣医師会推薦	1		1	1	1	1	2		3	10
	動物愛護団体推薦	1	1	3	2	2	2	1	1	7	20
	公募	1					1		1	4	7

(9) 調査研究の推進

動物由来感染症への取組み

～現状と課題～

現在、世界には、動物から人間に感染する「動物由来感染症」が 300 近く存在すると言われている。

県では、平成 11 年度から動物由来感染症の予防体制整備事業に取り組んできており、これまで家畜や犬・ねこ等のペットが媒介するといわれる Q 熱、げっ歯類やマダニ類が媒介する腎症候性出血熱・ライム病・ツツガムシ病、蚊が媒介するウエストナイル熱等について調査研究を実施している。

日本は、温帯に位置することや、島国という要因等により、比較的動物由来感染症の種類は少ないとされているが、近年の交通手段の発達や自然環境の変化、野生動物のペット化等により、新興感染症の出現や克服されたと考えられていた感染症が再び勢いを取り戻すなどしているため、今後も動物由来感染症の予防体制を整備していく必要がある。

～講ずべき施策～

(ア) 動物由来感染症の調査研究

今後も継続して、必要と考えられる動物由来感染症の調査研究に取り組む。

動物の愛護管理、飼養に関するデータの収集整理

～現状と課題～

現在、県における動物の愛護管理、飼養に関するデータは、犬の登録、狂犬病予防注射済み票の交付、犬の捕獲、犬及びねこの引取り、負傷動物の収容、動物取扱業の登録、特定動物の飼養・保管許可等の行政執行に伴うものが中心である。

今後、人と動物とが共生できる社会の実現に向けて、県民の動物に対する意識等の把握を行うことが必要である。

～講ずべき施策～

(ア) データの収集及び整理

アンケートを行う等によりデータを収集し、また、過去のデータの整理を行い、今後の動物愛護管理行政の推進に活用する。

6 推進計画の実現に向けて

(1) 実施計画の策定と公表

富山県動物愛護推進計画の策定を受け、その実現に向けて実施計画を毎年策定し公表するものとする。

(2) 実施計画の達成状況と講ずべき施策の点検及び見直し

年度の終了毎に実施計画の達成状況を把握し、その達成度等を検証して、講ずべき施策の点検及び見直しを行うものとする。